

# 関西労災職業病 No.33

関西労働者安全センター 1977.1.30 発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

## 33号の案内

- ⊗主 張..... 1~2
- ⊗ふつとばせ改悪労災保険法
  - 大阪の闘い..... 3~5
  - 京都の闘い..... 6
  - 東京の闘い..... 7~9
- ⊗特別アピール
  - 比嘉周子一味をたたきのめそう..... 10
- ⊗ニュース..... 11~16
- ⊗診療所だより..... 17
- ⊗寄 稿
  - その1 ソニー告発の闘い(長南サカエ)..... 18~19
  - その2 長船第3組合の労災闘争..... 20~21
- ⊗読者の声..... 22

# 「を通じて何を目ざすのか」 を問い直してみよう の討論会に参加を!

「不況」の声の高いまま、77年が明けた。失業者は百三十万人をこえ、総体として資本がそのもくろみを達成したと言える。昨春斗に引き続き、77春斗においては更にその矛盾のしゆよせを労働者に押しつけようと狙っている。賃上げ率の引き下げ、或いは賃下げ、今まで労働者が斗いによって獲得してきた諸権利さえもなしくずし的に剝奪しようとしているのだ。そして一向におさまらぬ物価上昇、また資本の人べらし合理化により時向一杯をこき使いたおさゆる労働者の向には相変わらず労災・職業病が教発している。一方で口ツキード疑獄。こうした中において労働者達は今までのように「少々の不満はあっても停年まで会社の言う通りにして働いていれば、小さいながらも家の一軒ぐらいいもてるなもしれないし、停年後もしばらくはどこの会社にも再就職して働けばこそこの生活はできるさ」という様な幻想で自分をごまかすことをし

なくなってきた。

「今の世の中、どこのおかしきんじやないか」とは誰もが実感していることなのだ。その不満のエネルギーの一つの表れが昨年末の宝くじ暴動であったと言えよう。しかし、それら労働者大衆のエネルギーは未だ散発的・偶発的なまま表われているにすぎない。今こそ、運動を担っている組織にはこれらのエネルギーを次の社会建設への展望をもって階級的に組織する力量が必要となっている。

安全センターもその例外ではあり得ない。

安全センターでは昨年来労災保険法改悪反対・そして糾弾の斗いに全力をあげてとり組んでいる。今年に入り、更に斗いは高まり、大阪の現場労働者が行政の中央に対する視点を獲得し始めている。1月10日の大阪労基局斗争はこうした意識の下で斗われた。この労災保険法改悪糾弾斗争が過去3年来の労災認定斗争の蓄積の上にあることは

もう一度

# 「労災・職業病斗争」

主  
張

2・26

[2時から  
市立労働会館(森之宮)]

言うまでもない。これらの斗いは、単なる「制度改良斗争」というワクの中でのみ斗われたのではなく、行政のヘゲモニーを労働者の手に奪い返す斗争としての位置付けで斗われしてきた。「せめて労災認定をとって生活の一定の補償を得たい。身分を保障したい」とのきつなけで斗争に立ち上がった人々が斗いの中で、資本と行政のユ着、行政が誰のために動いているのか、法律がいかに欺瞞に満ちているかなどを学び、そして同じような立場で斗っている仲間の存在を知り、それらの仲間の問題でも斗ってきた。今後の斗いにおいても、共に斗っている労働者の一層の意識変革が勝ち取るような斗いの形態が保障されるべきでない。

労働者大衆のエネルギーを正しく組織するためには我々安全センターはもっともっと大衆的基盤を確立するための努力をしよう。もっともっと大衆の中に入りこみ、労働者大衆は今、何

を要求しているのかわからう。その要求を表面にあらわゆる「要求の言葉」の範囲にとらえるだけでなく、その「要求」を口にするエネルギー全体でとらえ組織化できるだけの思想形成につとめよう。「いのちと健康を守れ」という言葉にひそむ階級性を理解しなければならぬ。

これだけ労災職業病が激発している現在、労働組合であれば「労災職業病をなくせ」というスローガンをかかげていけない所はない、と言ってよいだろう。だからこそもう一度「我々は労災職業病斗争を通じて何を目ざすのか」を問う直す時期にきているのではないだろうか。そのような大衆的討論を大胆にまきおこし、もう一度、安全センターとは何をなすべき組織なのかを確認しよう。その時安全センターの斗い、運動は更に一歩拡大する契機をつかむだろう。2月26日、時なら市立労働会館で行われる討論会に多くの人が参加されるよう訴えます。

☆と☆は、  
☆と☆は、  
☆と☆は、

# 改悪労働災保険法

年があけて、労働災保険法改悪に反対する斗いは大きく動き出した。既に昨年12月22日に大阪を中心に第一波大阪労基局斗争が斗われたが、1月10日の第二波斗争では、画期的とも言える

五項目確認をかりとつた。総評大阪地評の動きも本格化してきており、全港湾中央も具体的な動きを開始した。斗いは四月実施阻止に向け全国化する気配である。以下その報告である。

## 大阪

### 1・10 労基局斗争で五項目の確認かちとる

大阪では昨年12月22日、安全センターなど四団体の呼びかけで第一波労基局斗争が斗われ、一施行に伴う労働省令制定の全国会議以前に交渉を行うこととを約束させた。1月10日には、総評大阪地評

- 全港湾関西地本
- 同沿岸南支部
- 全造船佐野安分
- 会、高槻交通労
- 組、全石油ゼネ
- 石、スタンダー
- ド労組、大阪労金労組、全金港
- 合同支部、大阪府被災労働者同
- 盟、関西労働者安全センターな
- ど約20団体80名で、第二波大阪
- 労基局斗争を行い、後に挙げた
- ような確認書をかりとりました。
- これは安全センターが昨年12月

28日付で大阪労基局長に提出した五項目の要求をほぼ全面的に認められた内容のものであり、画期的な成果ということができず。しかし、これはあくまでも大阪局が労働省中央に対して提出する意見を我々の側で押えたというだけのことであり、これを具体的に保証させていく斗いは、むしろこれからという段階です。大阪を中心にした斗いを今後全国化し、東京の斗争仲間と共同して、中央労働省に攻め上る斗いが一方で早急に要請されていると同時に、大阪独自の被災労働者の完全補償、完全治療を保障させていく斗いの強化が必要になってきています。総評大阪地評では不当弾圧対策委員会が取り組みを強化しているのと併行して、安全センターなどを中心に改悪糾弾実行委が1月25日に招集されており、2・4日にかけての戦術方針が固まろうとしている。また1月28日には第一波労基局斗争、2月28日には大集会が既に決まっています。

# 資料

## 要求書

一九七六年十二月二十八日

関西労働者安全センター

同事務局長 豊田正義

大阪労働基準局

局長 松丸清 殿

へ記

去る十二月二十二日の交渉において口頭で伝えたいように、以下五点につき要求致します。

一、被災労働者の完全補償、完全治療の要求に沿い、傷病（補償）年金制度については、休業・療養を要する被災労働者の解雇に連がらないように運用すること。

二、傷病（補償）年金への切替えにあたっては、年金非受給者に対する補償の打切り促進を行わないこと。

三、傷病（補償）年金の額については、その等級にかかわらず、平均賃金の80%を下まわることがないよう何らかの措置を講ずること。

四、未払賃金の立替払制度については、その支給条件としてある「労働者の退職」を徹底すること

五、一九七六年十二月に出された被災年金受給者に対する「定期報告」のうち、新現の「添付資料」については未だ法的根拠のないものとして、これを回収するか、または省令等の決定までは提出義務のないことを各被災労働者に通知すること。

## 確認書

（その1）

傷病補償年金制度について、解雇制限の解除に連がらないような運用にあたり、労働省令に

おいて「傷病補償年金に移行になつた被災労働者の同意を得ない限り解雇制限の解除を行わないように定める」より本省へ要望します。以上局長名で上申します。

昭和五十二年一月十日

大阪労働基準局

労務管理課長 石井健一

（その2）

傷病補償年金への切替えにあつて、診断書内容については医療機関に改めて照会することなく、主治医の医師を尊重し処理するよう、各監督署に対して指導します

（同右）

（その3）

傷病補償年金への移行にあつて、80%を下廻る場合の特別支給金による補てんの時点で、移行前の給付額にスライドを適用することとして省令を設置するよう要請します

（同右）

（その5）

「定期報告」の提出のあつた

場合には「診断書添付資料」に  
ついては、癩疾等級及び認定基  
準の省令等が決定するまでは、  
被災労働者に理由を付して返還  
することとし、前記省令等が決  
定した段階で再提出させるよう  
審に指導します。

(同右)

(その4)  
未払賃金の立替私事業適用に  
ついて、さうに「未払賃金の仮

## 全港湾中央が

### 労働省に交渉申入

全港湾関西地本は1月10日の  
大阪労基局斗争における局の五  
項目の確認を重視し、今後斗争  
を更に前進させるための方針を  
確認した。これは全港湾中央と  
も討議確認され、中央本部とし  
て労働省に對する交友を要求す  
ることや、総評中央、香斗共斗  
委中央に對して協力申入札を行  
うことなどが決つた。全港湾関  
西地本は、1月10日の大阪労基

支私制度」を省令で定め、退取  
労働者のみでなく、退取してな  
い労働者が不払賃金立替私を要  
求する場合に、支払うことがで  
きる様に本省に大阪労働基準局  
として具申します。

昭和五十二年一月十日

大阪労働基準局

監督課長 峯岸賢吉

局の確認書についての資料を全  
國の地方本部に配付する作業を  
行っている。

## 大阪総評・不当弾

### 圧対策委が始動

大阪地評不当弾圧対策委員会  
は全金大阪地本の要請を受け、  
昨年三つのスローガンの一つに  
労災保険法改悪反対の斗いをあ  
げ、今日まで斗いを続けてい  
る。昨年12月13日には全港湾関西  
地本、全造船佐野母の方から具  
体的な労働行政への斗いの提起

を受け、12月22日、1月10日の  
局斗争への取組みを行った。  
大阪地評では1月12日の書記  
局会議、13日の常任幹事会の中  
で、地評としては続けて不当弾  
圧対策委を中心に斗いに取り組  
んでいくことを確認した。

## パンフ紹介

### 労働保険法改悪糾弾

弾一斗いはこれからだ

カ乙版ついに完成  
一部 100円(カンパ)

発行・関西労働者安  
全センター

### 1・10 大阪労基局

五項目確認の斗いの経過と解説

編集・関西労働者安全センター

無料ですが部数に制限がありますので御承知下さい

# うち続く 労基局への波状攻撃

ためには事務処理の都合上2月いっぱいには等級決定しなげればならない、と明

資料など提出できるか。それも1月いっばいに提出しなげれば給付を打ち切る(添付資料の説明書)は何事だ。これはまるで「貸下げを素直にのめ、さもないと4月なら貸金を出さないぞ」という喝ではないか。こんなもん提出するわけにはいかん」と追及した。この追及に労基局はしどろもどろで「労働省の意向を再度確認して、次回は納得のいく説明をします」と約束するのみであった。

既報の様に、昨年12月労働省より全国の長期傷病年金受給者、傷病年金切替のための「添付資料」が唐突に送り付けられた。内容を見ると介護を必要としないうちはみならず級にされてしまふ事ばかり、多くの被災労働者に動揺と怒りが広がった。

## 12/16 23 京都労基局交渉

### 長期受給者は全員4月

### で切替」と労基局宣言

そこで、長期傷病年金受給者も多く組織されている京滋じん肺患者同盟と京滋労職対は早速12月16日と23日の2回にわたって京都労基局と交渉を行った。この交渉で労基局は、長期傷病年金受給者は全員4月なら新設の傷病年金に切替える、その

## 1/8 京都労基局交渉..「添付資料」提出拒否と労基を認める

ひき続き1月8日に交渉ひきつづけた。労基局は「等級認定基準はまだ決まっていないう。2月に労働省令で決まる予定である。基準は決まっていないうが、事務処理上どうしても添付資料は1月に出してもらって、2月中旬に等級決定したい」と労働省の強行意向を再度明らかにした。この交渉には課長補佐レベルしか出席せず、彼らは労働省の意向を伝えることしなできななうた。それに対し「我々は切替1補

ひき続き1月8日に交渉ひきつづけた。労基局は「等級認定基準はまだ決まっていないう。2月に労働省令で決まる予定である。基準は決まっていないうが、事務処理上どうしても添付資料は1月に出してもらって、2月中旬に等級決定したい」と労働省の強行意向を再度明らかにした。この交渉には課長補佐レベルしか出席せず、彼らは労働省の意向を伝えることしなできななうた。それに対し「我々は切替1補

償額ダウンの強行を認めるわけにはいぬない。労働省に対し基準の緩和を上申すると共に、京都労基局独自に添付資料提出1等級決定の運用方針を定め、一方的な切替をするな」と要求し併せて「運用方針を明確にするまで添付資料は提出しない」事を認めさせた。次回は局長出席のもと1月25日に交渉をもつ事が決定した。この交渉でいよいよ添付資料の取り扱いや切替のし方等を決めさせる予定である。

# 労災保険法改悪阻止実行委

## ならの斗いの報告

### 関西の仲間の皆々へ

東京を中心とした関東で、労災取業病斗争、なかでも労災法改悪阻止を斗っている阻止実行委員会からともに斗う決意を述べさせていゝべきかと思ひます。

私達は昨年2月に労災保険法改悪阻止斗争に起ち上り、労働省糾弾行動や大衆行動を行つてきた。しかし、一部組合幹部は「労働者の福祉増進」といつた勞働行政の甘いことばにごまかされ、何の抵抗もなくこの改悪法案を通してしまったといえる。「安定成長」時代に合せた勞働力政策と、独占資本の海外侵略に手を貸す改悪労災法は、長期休業患者の首切り、年金受給者の支給額削減、企業（使用者）

責任形がい化、といつた反労働者の立場に終始している。改悪の内容については関西労働者安全センターのパンフや機関誌の中で触れられているので、ここでは私達の取り組みについて紹介していく。

### 各企業における 被災労働者の実態

昨年5月に労災法が改悪されたとあと、私たちは来るべき四月施行に備えた取組みと、労災取業病斗争の交流を自ざした取組みに入った。「8・25取業病斗争の共通の壁とは？」、「9・25取場復帰について」といつた学習討論会を行い、被災労働者が置かれてゐる実態を明らかにしていった。

その中で

### エッソ石油

では、労基署の認定を認めず、オニ組合をデッチあげ、取業病を斗うオニ組合への刑事弾圧を行っている。また二組との協定で、「労災申請すれば企業内補償の対象からはずす」といつた権利ハク奪に出ている。

### 三菱石油

では、子もろの女性労働者を切り切てる中で、取業病にかかった柴崎さんを、組合・資本が一体となつて攻撃。リハビリ要求に指定医押しつけを行い、「取場はゆくところだ」として取場復帰を拒否。しかし本人は毎日出社して取制迫及を行つてゐる。

### 日本メールオーダー

では5人の認定患者を出しながら、全員私病扱いし、取場復帰も認めていない。しかも一人に対しては認定直前に「休取切れ解雇」を強行し、行政も追認している。地裁で「労基法19条違反」と断定さされても「最高裁まで争う」



と言ふ企業。

### 行政

#### 印刷所

は、タイプ  
の女子労働者田倉さんの取場復  
帰を拒んでゐる。同盟支配の中  
で、10人以下という少数の斗  
組合は、裁判斗争、実力斗争、  
行政斗争を結びつけて、不当配  
転粉碎、企業責任追及斗争を展  
開。

### 慈恵医之青戸病院

では、小  
児科外来看護婦の山本さんが、  
向島署の基発59号に悪のりした  
業務外処分のため「休職切此解  
雇」攻撃を受けてゐる。慈恵医  
士は労働者などの相談医だが、  
「リハビリ復帰」も拒否、労組  
幹部も山本さんに敵対。しかし  
闘争中で外来患者激減という痛  
打をあびせてゐる。

「ニ」では、3人の被控労働者  
が、隔日2時間、原取復帰要求  
で斗争中。一人はかつてハンガ  
ー・ストで「ニ」資本を屈服させ  
たEさんである。

### 日本鋼管

では、リハビ

リ勤務者を多会社に出向させ、  
「治りが遅い」と言つて自動的  
に移籍という手口を使つて、ク  
ビ切りを組合の同意を得てやつ  
てゐる。

### 電通

では「患者のため」と称  
して強制配転を「組合要求」で  
行つてゐる。また昭和49年に電  
々公社が出したプロジェクト管  
申にも反論できていない。こう  
した中で船橋分会では、11人の  
罹病者（ワイワン）が着台（電  
話交換）斗争中。

### 田地新宙社（ファミリ）

（ロツテ  
資本下）では飯田橋労働基署の業  
務外決定と一体となつた資本の  
不当解雇撤回斗争中。

といつたきびしい実情と、産  
業医による攻撃、行政、資本の  
ゆ着が明らかになされた。

### 審議会との話し合ひで

#### 労働省のウソがバク

こうした状況の中で、10月27  
日の三田労働基署交渉でスタンダ  
ード労組の長谷川さんは「あな

たは3月までしか補償できな  
新しい傷病補償年金はリハビリ  
中の人も対象にしており、三年  
たつておれば解雇制限はなくな  
る」と首切り通告をされた。

その日の夜、阻止実行委員会  
は、三田労働基署の発言は労働者  
の意図を反映したものと分析  
直ちに立川、品川労働基署で追認  
すること、11・12緊急集会をも  
ち、労働省の先手をとつた取組  
みを確認した。

そして、2月のときは労災保  
険審議会が通つたあとの取組み  
として、くやしい思いをしたの  
で、今回は先制攻撃に出た。労  
働者側委員である総評幹事筒井  
氏、全金副委員長高山氏、全連  
総連三枝氏、公益委員の瀧東大  
教授、会長である隅谷東大教授  
への働きかけを行った。その中  
で「前の審議会では、従来と報  
いをかえない」と承知してゐる。  
現在と年金の扱いがわかり、ク  
ビ切りが出るのは問題だ（三  
枝、筒井両氏）という発言を得  
た。

そこで、労働省の田中労災管  
理課長が業界誌に書いた「新し

い年金の基準は、従来とちがって、休んでいるかどうかで判断（労働法令通信）の迫及と、会長会見、審議会の公開（労働省のウソツキを監視）を要求して12・10労働保険審議会糾弾斗争を行つた。

一部幹部を「ママ」とたくらんでいた労働省は、驚き、うろたえ、わずか15分間ではあるが、会長との話し合いの場を設けた。「ケイワンはどうなるのか？」「田中論文は審議会確認とちがう」という声にあせつた労働省は、警察の手をかりて逃げ出した。

## 労働省を包囲する 闘いを強めよう

こういつた経過で関東の闘いが始つた。今年に入つて、私達は1・9決起集会、1・10大阪労働局交渉、1・14労働省抗議、1・14東京労働局交渉と行動を続け、2月3日の労働省交渉に

向けた取組み強化を行つている。特に、1・10大阪労働局交渉で大阪総評や関西の仲間とともに引き出した五枚の確認書を東京労働局からも取り、労働省に大きな打撃を与えたいと決意している。

労働省は1・14抗議行動の中で一交渉は10人以内、しかも労働省側の考へ方は言わない」と労働省をなめ切つた態度で出てきた。直ちに反撃する中で、不当な条件を変更するようだが、形ばかりの交渉で、全国労働管理課長会議、労働保険審議会へ逃げこもうとしているのだ。

## 関西との交流を深め 更に闘いの拡大を

大まかに私達の取組みを紹介し、Eが、東京では多くの団体がそれぞれに労働省糾弾や国会請願に取り組みはじめた。昨年からの「改悪E」と叫び続けてきたことが、4月施行を前に少

しずつ運動になつていふことを確信したい。

関東、関西の闘いを太く、強く結びつけ、労働者の生活、権利のちを守る闘いをつくりあげようではないか。関西の闘いを学び、労働法改悪、政省令阻止を闘い抜こう。

一九七七年一月一六日

労働保険法改悪阻止実行委員会  
(連絡先)

東京都文京区本郷東大病院  
物療内科サニ講師室貸付

Tel 031181515411

(内) 8317

## 大講演集会

「不当弾圧糾弾!!」  
「労働保険法改悪反対!!」

・日時 2月23日 午後6時

・場所 部落解放センター  
大ホール (芦原橋)

・講師 青山英康 (岡山大学医)

豊田正義 (セーラー事務局長)

他未定

特別アピール

# 悪徳経営者・婦人運動家

## 比嘉周子一味をたたきのめよう

### 関西労働者安全センター事務局

関西主婦連会長でもある比嘉周子が経営する社会福祉法人都島友の会（比嘉は理事長）の保身所を働く保田が労働組合を結成して既に8か月になろうとしている。五名の組合員は比嘉とその家来達の様々ないやがらせ弾圧にもかかわらうず、連日のしをたかな闘いを続けている。

組合結成の直接のきっかけは、職業病被災者（頸肩腕・腰痛）の不当解雇であり、その後も3名の労災認定を闘いとするなど、組合の闘いの中で職業病斗争、被災者の権利を守る闘いの比重は極めて重く、当初から安全センターは力を尽して斗争を支援している。

本号で特別にアピールするのは、経営者側がこの三月で組合員の大配転を宣言するなど、斗

いの局面が緊迫していることによるものであり、当該労組への広範な支援を訴えるためである。

## 比嘉周子は労働者の敵

婦人運動、消費者運動など、比嘉周子の名はとにかく有名であり、年頭には福田（総理）と会ったりしている。一見、消費者や婦人の擁護者のような比嘉も一皮むけば悪徳経営者そのものである。

労災認定患者を平気で首にし、組合を嫌悪して労災認定を認めず、治療も休むことも認めず、被災者の保田の仕事を一方的にとりあげようとしていたりするなど、その悪うつ極まるやり口は行政も手をやく

ほどである。

32年の都島病院斗争では、大阪地評は比嘉に徹底した敗北を喫している。しかし、この資本の本質を生む姿で見ると、比嘉の組合攻撃の中で、組合員保田は少しづつきたえられ、強くなっている。この労働者の敵を粘り強く、いつかたたきのめす日があることを確信して、攻撃にたえ、スキを見てはしたたかに反撃を加えている。

## 組合員保田への

### 励ましと支援を！

去る1月20日、国労会館で、大阪地評、全国一般大阪地本、同一一般合同労組を中心に、都島友の会斗争支援共闘会議結成集会が行われた。安全センターも協力団体として斗争参加を確認された。

我々の責務は極めて大きい。職業病斗争の前進のため、労働者の権利を押し返すため、これから保田労働者の団結を守り抜く。支援共闘会議に結集して共に闘おう。

# 筋線筋

## 京都

### 京都市役所で腰痛認定

#### 公災基金との直接交渉実る

京都市役所  
所丁君の腰痛公災認定  
がおりた。  
被災してな  
ら丸三年、  
申請以来一  
年半にして  
ついに勝ち  
取ったもの

定機関である公災基金  
が当局と一体（職員は  
人事課）となっていて  
労務対策としてしな認  
定をしないという事  
ある。

4日の大衆抗議斗争で  
従来は書類審査しな  
なまった公災基金に  
直接交渉を認めさせ、  
交渉のテーブルについ  
て以来、斗いは大きく  
前進した。

難も、丁君  
の同僚と京  
滋野職対の  
支援で乗り  
超えた。特  
に昨年9月

当局のイヤなラセで  
一層腰痛を悪化させ、  
今やバスにも乗れなく  
なった丁君は、「認定  
はおりても建設局の責  
任は終わらない。また  
腰痛やケイ腕で苦しん  
でいる他の仲間のため  
にも斗い続けたい」と  
決意を新たにしている。

である。  
この認定までには数  
々の苦難があった。（  
機関誌28、29号既報）  
丁君の所属する建設局  
が職場活動家である丁  
君へのいやがらせとし  
て現認書を書かなくな  
った事や、丁君の腰痛が  
慢性である事などであ  
る。そして何よりも認

## 京都

### “京大病院コンピュータ導入に對 看護婦有志が 全金岩井計算センターと交流会

看護婦有志が

全金岩井計算センターと交流会

京大病院にコンピ  
ューターが導入された。  
全国の大学病院でコン  
ピューター合理化が進  
められているが、その  
一環である。

これに対し、昨年よ  
り一方面的増床による  
労働強化と斗ってきた  
有志看護婦が、またも  
や労働強化ではと取  
組を開始した。

去る12月20日には、  
全金岩井計算センター  
支部と交流し、コンピ  
ューター導入で労働が  
如何に変質するのな学  
習した。この学習で、  
コンピューターの導入  
は必ず支配管理強化と  
つながる。また労働も  
一層機械的なものにな  
る一事が明らかになり  
反対の決意を固めた。

大阪

# 被災労働者同盟の闘い

## 続々と労災認定

### を闘い取る

大阪府被災労働者同盟は昨年12月に、連続的に大阪西労基署に對する斗争をくりひろげ、山本力次さんと住江重志さん、岡本さんの労災認定を闘いとった。被災労働者を中心に、する斗争は着実に被災者自身を鍛え、組織している。また、斗争も被災者自身の生活と力量をマツチしたパターンを取り、一人の有能な人の請負いの闘いでなく、みんなが協力し、闘う体制を出口会長を

中心に作り出そうとしている。

## 被災者同盟員が全港湾分会結成

被災労働者同盟の朝倉さんに対して、東永運輸株式会社は不当に解雇をいい出した。これに対して、同盟は全倉運労組傘下の東永分会に斗争協力を申し入れたが、当該分会が会社側に立った対応を続けたため、全港湾労組結成をし、全港湾と共に被災労働者や、労働者達といっしょに闘いを続けていく。

全国一般大阪一般合同労組、大阪大生協支部で、は大学生協の購買部で働いていた仁木さんの腰痛問題に取り組み、去年12月、大阪西労基署との交渉の中で、筋々膜性腰痛の病名で労災認定をならした。仁木さんは購買部で働いていたが、4月、5月の著しい仕事量の増加で腰痛がひどくなり、8月には動けなくなつた。その後配転で

## 北摂

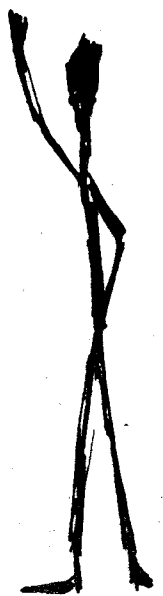
### 元購買部の仁木さん

### 腰痛の労災認定

全国一般 大阪一般合同 大生協 支部

どの成果として、12月の認定獲得に結びつたものである。

喫茶部、食品部と仕事を變更したため、ほとんども出勤できない状態であった。支部では、昨11月中旬、茨木労基署に労災申請を行い、合同労組北摂に交渉を続け、腰痛の認定基準の活用や、南大阪労働者診療所との連携の





当日、鄭さんの家族及び、尼崎労安対参加の全金東亜バルブ支部安全対策部・阪神支部・阪神医生活協ならびに事の主旨に賛同する阪神合同労組など計16名が参加、傍聴しました。

### おこるべくして 発生した災害が 明るみに

まず原告側の松本・在岡弁護士が災害発生直後の状況を鄭さんに質問し、その中で「採用時にも、又事故発生当日も全く仕事の内容と、仕事に關する安全教育もなされなかつた」といふことが明らかになりました。又、「マグネットクレーンで格差した船からトラック荷台に鋼材を入れる時も、ヘルメツ

ト・保護メガネの安全防護の指示と設備のなまに、トラック荷台で整理作業をしていたため、鉄片の飛沫が左眼球にとび入り、それによる左眼失明が生じ、その後、二種免許の剥奪がおこつた」といふことが明らかになりました。結局、危険作業にもなつた安全設備と教育もなつたことが災害発生に關する重要なこと、又、下請職場が危険作業にさらされなから、生活せざるをえないことが明らかになりました。

### 黒崎・尼崎港運 逃げの手を打つ

鄭さんを雇つた黒崎産業と、黒崎の仕事と

与える元請尼崎港運側の弁護士の反対尋問は終始、悪意にみちた尋問でした。もっぱら、鄭さんの記憶の不明確性の印象を与え、10年近い前の仕事を細かく問いたり、事故当日の天候の細かい点をきいたり、病院で何をいわれたかなどの点を心理作戦をまじえてこまごま問ひたり、黒崎産業の仕事のずさんさを鄭さんが発言しようとしたら「関係ないのぢやめなさい」といふ排他的な態度に終始しました。又、鄭さんの頸部打撲（左眼に鉄片が入り、そのため目の様子を鏡でみようと運転台に入ろうとしたところ、昇降設備がないたためすべりおち打撲）も「個人の不注意」といふんば

### 総決算を むかへる 次回公判

次回の公判は、2月25日午後1時から、黒崎産業社長の追及を松本・在岡両弁護士が行います。次回がおおつめ結審近い公判になります。3年間の総決算を次回でおえたいと思ひます。

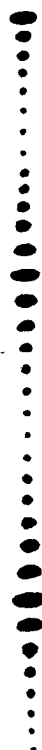
（文責）ニ崎労安対事務局

# 滋賀

## 胃がん死のじん肺患者認定

### 滋賀労基局不服審査で

滋賀の田中さんの業 係はないしと却下、  
 務上認定が12月10日付 しなし、「じん肺で  
 でありた。田中さんは 身体が衰弱していたた  
 亜炭鉱山でじん肺にか めに胃がんの手術がで  
 かり、胃がんを併発し きなつたのだから業  
 死とした。早速遺族は 務上だと主張し、不  
 ハ日市監督署に遺族補 服審査を請求していた  
 償を請求した。 「じ ものである。



各地域・地方なら安全センターには斗争ニユ  
 ースなどの資料が送られてきます。センターの  
 事務体制の不十分さなら今までそれらの資料を  
 十分に活用することばできていませんでした。が  
 今後は機関誌においてもそれらの多方面での斗  
 いを紹介していきたいと思ひます。  
 今回は、全国一般東京地本南部支部の斗争ニ  
 ュースを躍動の中より抜粋して紹介します。  
 尚、編集の都合上全文を載せられませんが、  
 文責は編集部にあることをお断りしておきます。

# 東京

## 労災認定ならず一歩前進 リハビリに向けて

### 全国一般南部支部 カテナ分会

まづ10月8日に長尾 認定斗争にとり組み、  
 委員長の労災認定が下 認定を勝ち取ったこと  
 りたことを報告します。 は大きな成果だがそれ  
 現在のカタナの状況 で全てが補償されるも  
 は、4名の患者に対し のではない。

てカタナ経営は、①組 業務上疾病と確定し  
 合との確認書を反古に た以上、企業は疾病が  
 し企業責任から逃避し 完治し、通常の労働に  
 ている（現在は3名の 復帰できるまで（再発  
 賃金・治療費補償のみ） の場合も）全てにおい  
 て完全に保償するのが

②リハビリについての 当然の義務である。  
 ③新たに発 職場は一層きびしく  
 生じた患者に対する攻 なっている。職場復帰  
 撃（私病扱いし自動解 は治療の一環で労力を  
 雇）これらを言いはり 提供するのでなく、  
 組合側の動きを警察権 訓練があると積極的に  
 カの手により弾圧しよ 位置づけ、同時に疾病  
 うと策動している。 をおこなさせるような労

非常に困難な時期に



# 東京

## 2名の患者発生！ 企業責任追及の闘いぞ

### 全国一般南部支部日本データーセンター分会

日本データーセンターは都内8ヶ所に出向室をもつパンチ会社です。パンチャーは約2百名、分会結成の契機は、三越営業所における2名の頸腕患者の発生でした。私達は企業責任追及と患者の生活補償、そして今後職業病患者発生を最小限に食い止めるための作業環境改善を要求して10月18日分会を結成したのです。

現在三越営業所で働く者だけが16名の結集でがんばっています。会社は74年に港区労働協との間で職業病に因する協定書と結んでいながらもなかなか2年以上も放置し、再び患者を生じさせたのです。10月28日の才一回団交では「発生時から補償する。誠意を示す意味で10月分の賃金を支払う」と言いながら11月

働条件・労働環境等の改善と結びつけていかねばならない。これは一部の患者の力で取組めるものではない。患者の経験をもとに、労働組合が労働者のいのちと健康を守る闘いを運動の中心にする。労働者にとって健康な身体が唯一の資本であることもっと

深く考えねばならないだろう。註「カタナという企業は大手各企業に出向室をもちキーパンチャーを供給する企業である」

8日の才二回団交では「業務上とは認めない10月分は仮払いである」と居直ってききました。二ヶ年からの闘いも困難でしょうが、私達の闘いは合理化、下請企業の合理化を撃つ闘いであり、企業責任追及が、企業責任を一切内訳ない労災申請（保険金を払うか否かの規準にすぎない）の意味をとらえ返す闘いであると考えています。今後の闘いに注目され、暖かい御支援をお願いいたします。

“自分達の健康は自分達で守る”  
運動の交流集会への呼びかけ

▼日・時 1977年 3月20・21日  
▼場所 東京医科歯科大学（予定）  
▼参加費 500円（予定）  
▼連絡先 Tel. 03-793-4968（土・日を除く PM 7:00 ~ PM 10:30）

お知らせ

# 診療所だより

針灸治療、午後の

開始時間は……

……4:30からです

寒い日が続いていきます。腰痛、神経痛の治療に訪れる方もそのせいな目立って増えているように思われます。新年になって毎日6人近くの方が見えています。が、針治療をうける人は半数以上で、針の部屋はでんでまいです。先日は、毎日腰痛の治療で通っておられるKさんにホットパック（布製のホットアイストパック）といったところのものを買出し出して、自宅で使ってもらい好評でした。手軽に使えるし冷えきった患部にあてて寝れば

湯たんぽがゆりという一石二鳥でよいようです。

また、昨年の12月中旬から午後の針灸治療開始時間を早めて4時半からにしました。少しは待ち合い時間が短くなったように思います。短くなっただけに、今度は患者の方が増えてまた針灸師の補充を考えねばならない状態となっています。こんなことを繰り返しているうちには、もっと利用し易い診療所になるだろうと思っております。

診療所のいいところ……

……待合室が活気にあふんでいること……

……色々と診療所のいいところ……

……

いとこ、小耳にはさみですが、なんととっても患者の方が、生き生きと元気になっておられる。特に待ち合い室が活気にあふれ、いゆば一つの治療室のようになってきているのは、いいことだと思えます。お通夜のような待合室では「病は気ならず」ともい、気がめいってかえって病状が悪化するの、あなびち嘘ではないでしようし、聴診器に待ち合いのおじちゃん、おばちゃんの声が聞こえるのは極端だとしても、待合室で好き放題話して、あつ時は人生相談、或る時は自分の病との闘いの経験談……と、活気に満ちた診療所であり続けたいと思っております。

診療所ニュースを発行する予定でしたが、発行が遅れています。すみません。診療所を利用しておられる方々と地域の医療問題をとりあげ、意見交換する一つの場所にしていきたいと思っております。

寄稿 第1

# 夫の死をムダにはしない

宮城 長南サカエ

奥面労働者安全センターに結集される全ての闘う友人の皆さんに、宮城の地でソニー告発糾弾の闘いを闘っている私・長南サカエより、私達母子の闘いに対する支援をお願いとともに、闘いに抜くアピールを送らせて頂きます。

## 業務上認定かちとる

さて私達母子の殺人企業ソニーに対する闘いは一昨年十月に労災認定闘争において最初の勝利をかちとることができました。すなわち、仙台労働基準監督署は、一昨年10月31日、私の業務上死七の認定申請に対し、夫の死はまちがいなくソニーの有機溶剤によってたらされたものであるとの認定を下したので、それまでも、夫の死はソニー

の有機溶剤によるものであるとの判断を、夫の臨床医や解剖医によつて出されていきましたが、国家機関である労基署によつて出されたことは、ソニーにとつても限りなく打撃であつたと思えます。

仙台労働基準は労災認定と同時に、ソニーには夫以外にも8人の有機溶剤中毒による肝障害の患者がいると発表しましたが、これも私達の主張を裏付けるものとなりました。勿論私達の調査では8名位ではなく、その10倍位の方が有機溶剤に肝臓をおかさ此苦しんでいます。何がともあれ、私の夫以外には肝臓の悪い労働者など一人もいないと言つていたソニーにとつて、この発表も大きな打撃だつたと思ひます。

## 有機溶剤中毒認定基準を改正

私達母子のソニーの勝利は、去年一月労働省に有機溶剤中毒の労災認定基準を改めさせたことです。労働省が改善した内容は、ソニーにソニーで使われているジメチルホルムアミド（これは肝臓にとつても危険な物質なのですが）を有機溶剤中毒の原因物質として付け加えたこととあり、ソニーに慢性肝障害検査基準をきびしく定めたことです。このように労働省が労災認定基準を改めたことは、これまで労働省の怠慢ぶりを示すと同時に、私達の闘いが労働省を動かし、危険物質である有機溶剤の野放し状態を規制し、労働条件を規制することになったと思ひます。

## 労安法違反で起訴

私達母子のソニーの勝利は刑事訴訟において、ソニーを起訴処

分に迫りこんだことですが、しかしながら残念なことにこの三の勝利は一方で私達の斗いの最初の敗北でもありました。即ち、昨年4月1日、仙台地裁は私達の告訴告発に対し、「労働安全衛生法」については起訴「殺人罪」については「嫌疑不十分」により不起訴と処分を決定しました。ところが、検察庁に「労働安全衛生法」違反で起訴させたことは私達の斗いの勝利であり、ソニーに大きな打撃を与えました。しかし、「殺人罪」については不起訴処分を地裁に許したことは、検察庁のソニー防衛の反動的政治処分を許したことであり、私達の斗いの不十分性を反省せしめられました。

## ソニーを国会で追及

私達母子の斗いの中四の勝利は、ソニーを糾弾する斗いが国会にまで広がったということです。去る10月28日、参議員社会労働委員会において、私の夫の死をめぐる問題が、社会党の決

本万三代議士によつて取りあげられ、宮井にたつた労働大臣は「ソニーの刑事責任、労災補償責任は明白だ」とソニーの責任をはつきりと認めています。このように私達母子の斗いは国会を含め全国に広まっていくといふことは、ソニーを追及する上で大きな前進だと思います。

## 民事の早期結審かちん

中五の勝利は民事裁判斗争において提訴して二年足らずで結審をかちつけたことです。ソニーは一貫して裁判引延し策動を続けてきたわけですが、私達が「早期結審」の要求を裁判所に突きつけ、このような裁判では全く異例と言える早期の結審をかちとつたことは斗いの大きな勝利と言えるところです。

このように私達母子の斗いが大筋においてソニーを追いかけてきたのは、向にもまして多くの皆さんの御支援のおかげと感謝の気持ち一杯です。

全てが明らかにされたわけですが、一切をウソで塗り固められたに對するいやがらせ、圧迫を続けています。私は二度と夫のような犠牲者を出さないために、100%私達の主張を認められたを仙台地裁に出させる必要があると考えています。

労災取業病という名の「企業殺人」をソニーだけでなく、全ての取場からもう二度と発生させないためにも、今年3月14日の判決公判に勝たねばと思つています。そして多くの斗い人達の斗いにとつても意義深い勝利になるようがんばります。

全ての斗い友人の皆さん、判決公判に注目されますようお願い致します。共に斗い抜こうではありませんか。今後とも皆さんの御支援御指導よろしくお願い致します。

(連絡先)

宮城県宮城郡別府町加瀬  
字松崎83

長南 カカエ

# 長崎造船における

# 労災職業病斗争の報告

三菱重工長崎造船労働組合（ヤ3組合）

## 掌蹠膿疱症の

### 労災認定かちとる

昨年夏 私達は鑄造課で、型作業を続けているヤ2組合のAさんから、この病気をなんとかしてもらえないだろうかと相談してもらえないうらやました。見ると、手のひら（掌蹠）や指にぶつぶつが沢山でさいて、この痛みとかゆみの為、夜も眠れない、眠っている時に、つい無意識に掻いてしまつてひどくしてしまふので、両手首を柱にしぱりつけて寝ることもある。ヤ2組合の委員に相談したところ、可憐い達にそんなことは言われなくてもどうにもならん、ちゆうて話にならん。種

りになるのはあんた達だけじゃない、という話です。

私達はただちに他にも同じような人がいないかを調べました。その結果、Aさんを含めて二名の重症者があり、軽症を含めると20%の発症率であり、私達は型作業に用いられる化学剤（粘結剤、塗型剤、離型剤、崩壊剤等）に原因があるに違いないと判断、直ちに会社に対して原因の究明と対策を要求し、同時に記者会見をして社会問題とすることに成功しました。また、会社の逃げを許さないために、多くの方の協力をえて、独自の調査なども行いました。その結果、重症の二名については、昨年9月23日、軽症の五名については

今年3月1日付で労災認定をかちとることができました。

患者の中には、ヤ1組合が一人（残りは全部ヤ2組合）いたのですが、ヤ1組合はとうとう最後までこの問題にとり組もうとしませんでした。ヤ2組合の御用ぶりは、最初に記したAさんのことばが示している通りです。

### 下請労働者に

### 本工を上まわる

### 平慰金かちとる

昨年の8月14日、香煙工場で下請労働者の若杉広光さん（29才、共栄工業）が、運転中のフォークリフトごとドックの底に転落してなくなるといふ死亡災害が起りました。私達は御遺族（母、兄）から遺族補償交渉の全面委任状をいたゞいて、共栄工業と交渉して、死七平慰金一三〇〇万円をかちとることに成功しました。もとより、労働者

の命の値段としてはきわめて低廉であることは言を待ちません。しかし、私達はこの金額が本工を一〇〇万円上まわったことは成果であると考えています。当時三菱の死七弔慰金は一二〇〇万円でした。厚かましいことに会社はこれに、労災保険から支払われる一時金一〇〇万円を加算して一三〇〇万円と表現してまいりました。会社流に表現すれば若杉さんの場合は一四〇〇万円ということになります。

今年、本工の死七弔慰金はようやく一三〇〇万円へ会社は一四〇〇万円と表現、勿論私達は二の表現を認めず、会社のごまかしを大衆的に宣伝し、批判してまいります。になりましたが、私たちの闘いの目標は、死七弔慰金の大巾引き上げ（六〇〇〇万円）と、同制度の下請労働者への適用を、会社へ要求していません。なかなか困難だとは思いますが、すべての本工労働者がその気になれば、決して実現不可能な要求ではないと思えます。

# 大雪について 労災死への抗議スト

二の報告を書いている時に、死七災害のニュースが入りました。香焼工場で68才の下請労働者が犠牲になっていきます。幸いなことにこの一年間、長船における死七災害はゼロのまま続いています。今年初めての死七災害ですが、犠牲者はまたしても下請労働者であり、場所は又しても香焼です。最新鋭の設備を誇る同工場が人命軽視の粗人を

工場であるとき、私たちは吐の底から怒りをこめて告発したいと思えます。

私達は12月26日、折リから吹きつのである大雪の中をストライキに立ち、現地香焼で抗議ストを貫きました。寒風の中、ふるえながらの抗議行動でしたが、控之室がう出てきて最後まで私たちの行動を見守っていた下請の仲間たちの顔を忘れることができません。

（注）この原稿は一九七六年にかかれもので、今年↓昨年昨年↓一昨年と読みかえて下さい。（編集部）

寄稿文 掲載の予定

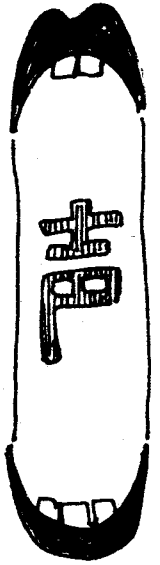
34号 全金京滋中金支部の  
斗争の経過報告

35号 カネ三油症の現状  
(堀内隆治)

36号 合化 田和豊極の労  
災取業病斗争の経過

(連絡先)  
長崎県長崎市飽の浦町  
一五六一

(TEL)  
[0958・61・2447]



機関誌の矢々号・史号でハナキアンケートへの御協力をお願いしたところ、たくさんの方から返事をいただきました。編集部ではまた折を見てハナキアンケートを実施したいと思っています。協力いただいた方、ありがとうございました。御意見を機関誌の編集及び安全センターの運動に生かしていきたいと思っております。一部ですが、寄せられたハナキなら紹介してみたいと思います。

◎今後とりあげてほしいテーマ、記事

- 被災者の実人生にまでたっついた深いレポートがほしい。
- 各職場の斗いをもちと豊富に。特に、どういう壁につきあたっている、それはいかに克服すべきなといった提起を強く出した内容

容のもの。

- 全国的な労災・転職病闘争の報告を
- アジア諸国への公害輸出の実情を続けてとりあげてほしい
- 産業医大について労働者はどう考えているのかを特集し、物砕に向けてた方向を。

## 安全センターの

### 住居番号がかわります。

2月1日より新しい表示法が実施されます。一層の郵便合理化と、個別住居の番号表示化↓総背番号制への準備がしらと勤ぐりたくなりますが、郵便物が届かないなどの実害が出るのでお知らせします。<br>へ新住居番号

大阪市大淀区本庄東 3丁目10番11号

三和ビル 22号

## ≡カンパのお礼≡

年末一時金カンパへの御協力を機関誌上を通じてもお願いしてきましたが、いろいろなかカンパを寄せて下さいました。機関誌を通じてしな知らない方から励ましの言葉と共にカンパを頂いたり、被災者の方から送られてきたり、

組合としてカンパにとり組んで下さったリ、とお金が届く毎に責任の重さに身が締まると共に、「これだけの力が支持して下さっているのだな」と元気がわいてきます。まだ安全に集約できていませんが現在までの合計は約57万円です。本当にありがとうございます。(詳しくは左号)

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

33号

昭和52年1月30日発行（毎月一回30日発行）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋筋5-19-4



# お詫びと訂正

※ 様間話33号の5ページに『全港湾中央  
が弟仲省に交渉申入れを行ふことを決め  
た』という内容が書かれています。現  
在、中央役員は奮闘オレグで各地に出  
かけておられ、全員揃って討論・確認する  
ことばむずかしい状況です。全港湾関西  
地本が今も連絡の努力をしてみまっています  
る訳ですが、未確認の段階で編集部が先  
走りしてしまったことをお詫びして、訂  
正します。



関西地本仲省安全センター